

平成 27 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名：富士製薬工業株式会社

代表者名：代表取締役

社長執行役員 今井博文

(コード番号:4554 東証第一部)

問合せ先：取締役管理部長 宇佐見卓也

T E L：03-3556-3344

取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 19 日開催の第 50 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）をもって取締役に対する株式報酬制度の導入を、また同日開催の取締役会をもって執行役員に対する株式報酬制度（以下総称して「本制度」といい、本制度に関して三井住友信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を、それぞれ決議しておりますが、本日その詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

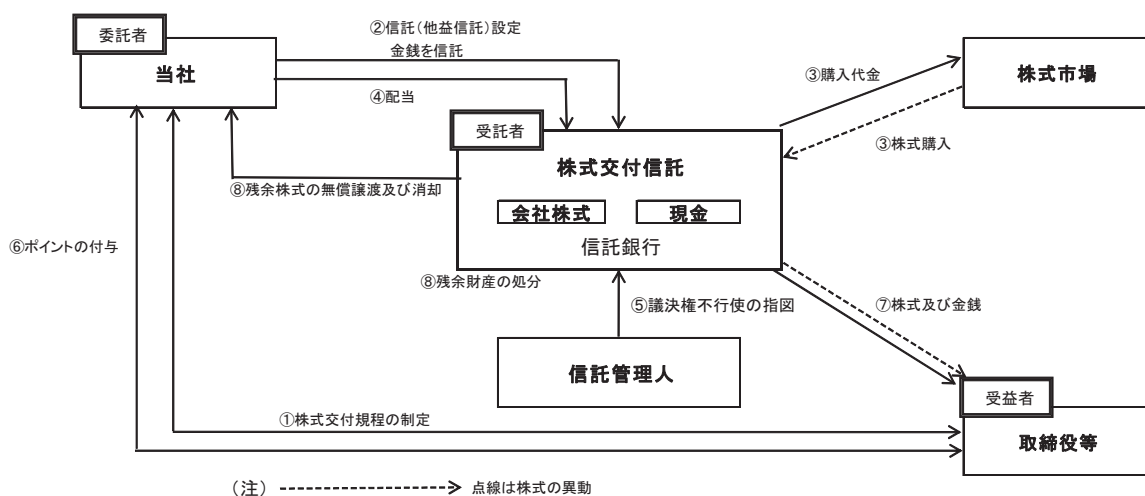
1. 本信託について

- (1) 名称：役員向け株式交付信託
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- (4) 受益者：取締役（社外取締役を除く。以下「取締役」といいます。）及び執行役員のうち、株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です。
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日：平成27年2月13日（予定）
- (8) 金銭を信託する日：平成27年2月13日（予定）
- (9) 信託の期間：平成27年2月13日～平成29年12月29日

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額：69,600,000円
上記金額のうち取締役に対する報酬相当額（但し使用人分は含まない）：上限40,000,000円
- (3) 株式の取得方法：取引所市場より取得
- (4) 株式の取得期間：平成27年2月13日～平成27年3月13日（予定）

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会の本制度及び役員報酬についての決議を得て、また本株主総会で承認を受けた枠内において、取締役会の決議を得て、「取締役株式交付規程」及び「執行役員株式交付規程」を制定しております。(以下「取締役株式交付規程」と「執行役員株式交付規程」をあわせて「株式交付規程」といいます。)
- ② 当社は、「株式交付規程」の対象となる取締役及び執行役員(以下「取締役等」といいます。)を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)」を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③ 本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、取締役等に将来交付する当社株式を株式市場等から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 当社は、取締役等に対し、信託期間中「株式交付規程」に基づき、将来交付する当社株式を計算するための「ポイント」を付与します。
- ⑦ 「株式交付規程」に定められた要件を充足した取締役等について、所定の受益者確定を行ったうえ、受託者はその取締役等に当社株式を交付します。なお、信託契約の定めに従い、当社株式の一部については、信託内で換価して金銭で交付します。
- ⑧ 信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式又は金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。
 - (i) 「株式交付規程」の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該会社株式等を移転させる
 - (ii) 上記(i)の処理後、更に本信託に当社株式が残存する場合は、当社はこれを無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行う
 - (iii) 上記(i)の処理後、更に本信託に金銭が残存する場合には、当社、受託者及び信託管理人が協議し定めた特定公営増進法人に寄附する

以 上